

2022年2月11日

## 「建国記念の日」を考える

### 1. 国民こぞつて祝えない「建国記念の日」

国民の祝日に関する法律の第一条には、「(前略) 国民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける」と示されています。そして、第二条で「建国記念の日」は、「政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う」と他の祝日と異なり日を定めていません。この法律を制定する際、大きな反対運動があったからです。「旧紀元節」である日を「建国記念の日」とすることには歴史学者をはじめ国民の多くが反対しました。そのため、日を定めず法律案を可決したのち、国会審議をせずに政令によって公布したのです。

1966年に制定されて56年たちます。自民党政権はさまざまなかたちで天皇の元首化をめざすとりくみをすすめてきました。しかし、国民はそれを許さず、天皇・天皇制に対して憲法の原則を尊重する当たり前の対応をしてきました。

### 2. 天皇・天皇制について議論しよう

「建国記念の日」制定のあと、自民党政権は、「明治100年祭」を執り行い、その後も「元号法」や「国旗・国歌法」の制定など憲法の規定にそぐわないことを進めてきました。自民党改憲案では、日本を「天皇を戴く国」としようとしています。日本を再び「戦争のできる国」にしようとしているのです。さらに、こうした動きに反対する研究者・教育者・文化人に対する脅迫やいやがらせ行動をくり返すようになっています。

明仁天皇の生前退位や秋篠宮家内親王の結婚などもあり、女性・女系天皇問題など国民的議論を行うべき問題が明らかになっています。一部の有識者の議論ではだめです。日本国憲法の基本的人権規定から考えても身分や男女の平等については考え直す必要があります。

### 3. 歴史を偽造してつくられた「建国記念の日」

2月11日は、アジア太平洋戦争敗戦までは、「紀元節」という祝祭日でした。「紀元節」は、歴史を偽造して「大日本帝国の建国の日」とされていました。

「紀元節」は、明治政府が1872年11月の太陽暦採用の際、『日本書紀』に記

されている「辛酉年春正月庚辰朔、(神武)天皇橿原宮にて帝位に即く」と書かれているのを太陽暦に直すと、1月29日だということで制定されました。ところが、廃止される太陰暦も天保暦で、それまでに七回も改暦されているので計算が間違っていたとして、1874年に2月11日とされたのです。いまでは、『日本書紀』のいう「辛酉年」＝紀元前660年に天皇が帝位に就いた＝日本が神武天皇によって建国された、などということは誰も信じない歴史事実です。

#### 4. 国家主義と軍国主義の記念日だった旧「紀元節」

1889年2月11日には、大日本帝国憲法が公布されました。この日、小学校では式典が挙行され、「紀元節」の歌「雲に聳ゆる高千穂の 高嶺おろしに草も木も 靡きふしけん大御代を あふぐけふこそたのしけれ」の歌がうたわれました。そして、1891年には「小学校祝日大祭日儀式規程」が定められ、祝祭日には学校で儀式がおこなわれるようになりました。

さらに1904年、明治天皇は、ロシアに宣戦布告しましたが、国民には翌日の新聞で知らせました(すでに2月6日仁川・旅順の奇襲攻撃で戦争は開始されていました)。そしてアジア太平洋戦争中は、しばしば「紀元節までに〇〇を攻略せよ」の命令が出され、戦傷病者・戦没者のもっとも多い日となったのです。

他国をみても独立記念日や革命記念日、憲法制定記念日などで、建国記念日のない国もあります。日本の「建国記念の日」は国際的にも通用しない非常識なものです。

#### 6. 憲法をいかし、「建国記念の日」を廃止させましょう

「建国記念の日」は、国民主権と恒久平和を誓った日本国憲法とまったく相いれません。私たちは、「紀元節」復活の動きがはじまったときから一貫して制定に反対し、政令公布後は不承認・廃止の運動をつづけてきました。現在も歴史の歪曲・偽造を許さない運動は全国で粘り強く続けられてきています。

歴史の真実を次代に受け継ぎ、日本国憲法の基本原則を守る取り組みが重要さを増しています。歴史に学び、歴史を生かすために、力を合わせて、「建国記念の日」を廃止し、文化の香り高い大阪をきずくために努力を続けましょう。

(文責：大阪歴史教育者協議会 小牧薫)